

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰緊急対策子育て世帯支援事業(給食費)	①エネルギーや食料品等の物価高騰を受けて、令和7年4月分から令和8年3月分(8月除く)の11ヵ月分の小学校給食費を減免することにより子育て世帯の家計への負担軽減をはかるため。 ②給食費 ③104,280,000円 小学校児童数 3,792人 (R7年5月1日在籍数－(生活保護児童＋準要保護児童) 4,464人－(41人+631人)＝3,792人 3,792人×2,500円×11ヵ月＝104,280,000円 ④市内小学校児童及び保護者	R7.4	R8.3
2	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	水産業経営緊急対策事業(物価高対策)	①物価高騰の影響を受けている漁礁者の負担軽減を図り、漁業活動の継続及び経営の安定化につなげるため、緊急対策として支援金を交付する。 ②支援金、事務費 ③支援金 7,678千円 ・支援金(一律給付) 40千円×114件＝4,560千円 ・加算額(令和6年の水揚額に応じた額、最大4万円) 91件(R6実績)＝3,040千円 ・漁協事務費 500円×114件＝57千円 ・消耗品5千円 ・通信運搬費16千円 ④市内に住所を有する漁業者	R7.7	R8.3
3	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業用資材等臨時支援事業	①物価高騰に伴う農業用資材等の価格高騰により、農業者の経営が逼迫していることから、農業経営を継続し、安定的な経営が行えるようにするために、農業用資材等の購入に係る費用を一部補助する。 ②農業用資材等に係る価格高騰分への補助及びそれに伴う経費 ③農業用資材等臨時支援事業補助金 45,000千円 ・農業用資材等(飼料・肥料・堆肥・農薬・資材) 補助事業者(販売事業者)が取り扱う補助対象品目のR3.5月とR6.5月を比較した価格高騰額(R6実績)約66,000千円/年(約5,500千円/月) 5,500千円/月×8月(実施予定期間)＝44,000千円 ・経費(振込手数料、事務取扱手数料等)1,000千円 44,000千円＋1,000千円＝45,000千円 ④市内在住の農業従事者及び市内に所在地を有する法人	R7.7	R8.3
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高対策水道料金減免事業	①物価高騰の影響を受けている市民及び事業者の経済的負担を軽減するため、上水道料金の基本料金を半額減免する。 ②上水道料金の減免に係る費用 ③【家事用】23,911件×1,042円×50%＝12,457,631円 【営業用】2,516件×2,191円×50%＝2,756,278円 【共用】570件×1,042円×50%＝296,970円 【合計】15,510,879円 【事業費】15,510,879円×2ヵ月＝31,021,758円÷31,022千円 ④水道の使用用途が家事用、営業用、共用の利用者世帯(官公署は減免の対象外)	R7.7	R7.8